

経済安全保障に対する税関の取組みについて

(輸出貿易管理令)

～秋期税関実務研修～

(日本関税協会名古屋支部主催)

令和4年11月



名 古 屋 税 関
業 務 部 特 別 審 査 官

本日の説明事項

- ◇ 安全保障貿易管理
- ◇ 外国為替及び外国貿易法
- ◇ 輸出貿易管理令
別表第1
別表第2(対北朝鮮、ロシア等制裁)



他法令

他法令は、貨物の輸出入の最終的な取締官庁である税関が貨物の現物に即し、確認する必要があることから関税法第70条（証明又は確認）が制定されている。

第1項 （証明義務）

- 他の法令の規定により輸出に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とする貨物については、**輸出申告の際**、当該許可、承認等を受けている旨を税関に**証明**しなければならない。

第2項 （確認を受ける義務）

- 他の法令の規定により輸出に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、税関における**必要な検査又は審査の際**、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その**確認**を受けなければならない。

証明がされず、確認を受けられない貨物については、輸出を許可しない。（第3項）

外国為替及び外国貿易法（外為法）

第1条（目的）

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

輸出貿易管理令

別表1関係（輸出許可）



安全保障貿易管理

別表2関係（輸出承認）



需給調整、国際協定

貨物の輸出（外為法第48条）許可

外国為替及び外国貿易法

（輸出の許可等）

第48条 1 項 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

輸出貿易管理令

（輸出の許可）

第1条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第48条第1項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第1中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第48条第1項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

貨物の輸出（外為法第48条）承認

外国為替及び外国貿易法

（輸出の許可等）

第48条3項 特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、

- 国際収支の均衡の維持のため
- 外国貿易及び国民経済の健全な発展のため
- 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に実行するため
- 国際平和のための国際的な努力に我が国として関与するため、又は
- 第10条第1項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で

政令で定めるところにより承認を受ける義務を課することができる。

輸出貿易管理令

（輸出の承認）

第2条 次の各号のいずれかに掲げる貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

1. 別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出
- 1の2. 別表第2の2に掲げる貨物（略）の北朝鮮を仕向地とする輸出
2. 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約（略）による貨物（略）の輸出。

輸出貿易管理令に係る「税関の役割」

輸出貿易管理令

(税関の確認等)

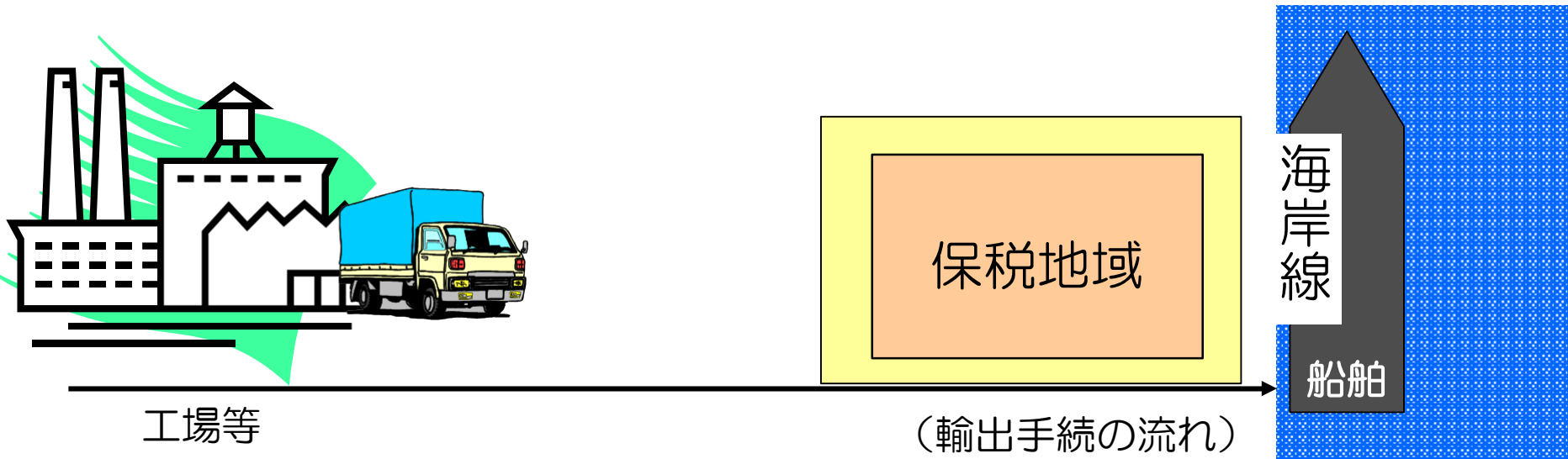
第5条 **税関は**、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第48条第1項の規定による許可若しくは第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを**確認しなければならない**。

2 (略)



税関には、輸出許可等を確認する義務がある。

輸出の時点



【外為法上の輸出の時点】

貨物を本邦から外国へ向けて送付するために
船舶又は航空機に積み込んだ時

注意

ハンドキャリーでの持ち出しも輸出

外為法上の
輸出の時点
(既遂)

安全保障貿易管理について

（輸出貿易管理令）

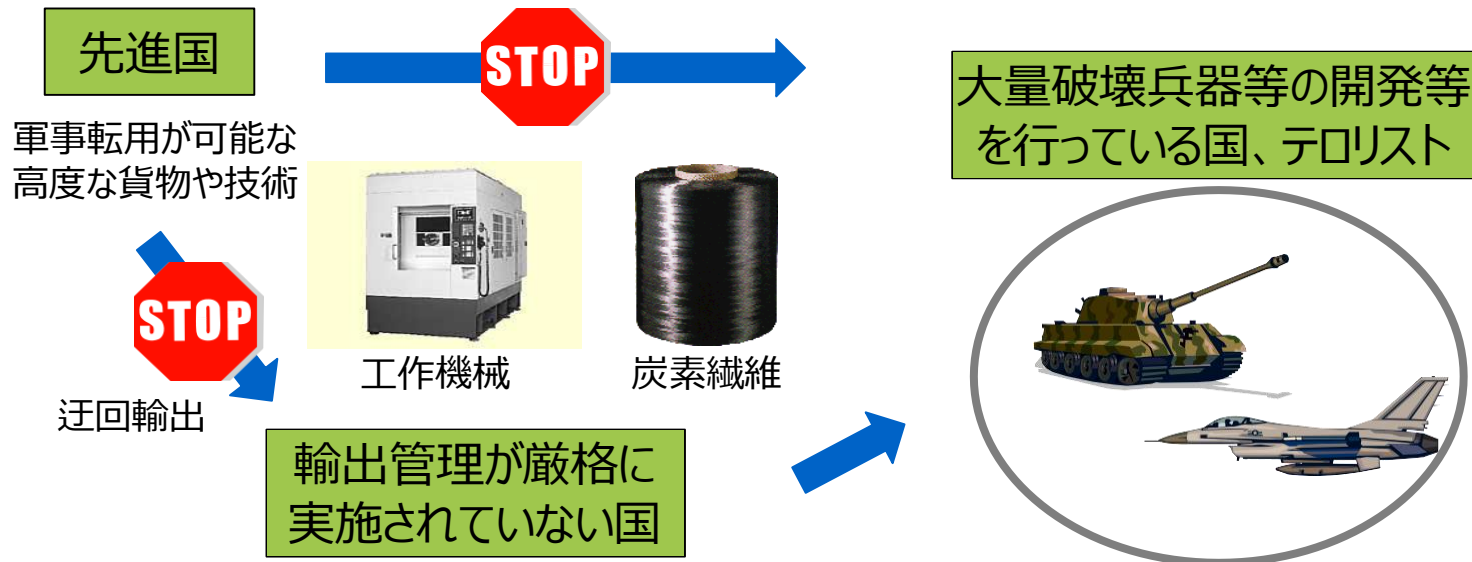
（注）以降、本資料の一部において経済産業省ホームページ掲載の資料を使用しております。

安全保障貿易管理とは

※経済産業省作成資料

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※¹や通常兵器の開発等※²を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※³を実施。

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



※1「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう ※2「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

※3「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

国際輸出管理レジームの概要

※経済産業省作成資料

国際的枠組

大量破壊兵器関連

通常兵器 関連

条約

核兵器、生物化学兵器
そのものを規制

核兵器関連

NPT

核兵器
不拡散
条約
Nuclear
Non-
proliferation
Treaty

- ・70年発効
- ・191カ国締約

生物・化学兵器関連

BWC

生物兵器
禁止条約
Biological
Weapons
Convention

- ・75年発効
- ・182カ国締約

CWC

化学兵器
禁止条約
Chemical
Weapons
Convention

- ・97年発効
- ・193カ国参加

ミサイル関連

通常兵器関連

国内の 枠組

外国為替及び
外国貿易法

- ・輸出貿易管理令
(貨物)
- ・外国為替令
(技術)

国際 輸出管理 レジーム

大量破壊兵器等及び通常
兵器並びにそれらの開発
等に用いられる技術や汎用
品の輸出を管理

NSG

原子力
供給国
グループ
Nuclear
Suppliers
Group

- ・78年発足
- ・48カ国参加

AG

オーストラリア
・グループ
Australia
Group

- ・85年発足
- ・42カ国+EU参加

MTCR

ミサイル技術
管理レジーム
Missile
Technology
Control
Regime

- ・87年発足
- ・35カ国参加

WA

ワッセナー・アレ
ンジメント
The
Wassenaar
Arrangement

- ・96年発足
- ・42カ国参加

防衛装備
移転三原則

汎用品の懸念用途への転用懸念

※経済産業省作成資料

民生用途として輸出した貨物が輸出先で**懸念用途**に**転用**されるおそれ

	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 	自動車の製造 や切削 
シアン化ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属めっき 工程 
ろ過器	細菌兵器製造 ための 細菌抽出 	海水の 淡水化 
炭素繊維	ミサイルの 構造材料 	航空機の 構造材料 

制度の概要

※経済産業省作成資料

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	政令で定める品目 武器、機微な汎用品（原子力・生物・化学兵器・・・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等）	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記（A）を除く全地域	下記（B）の国	下記（A）及び（B）を除く全ての国（C）
許可が必要となる要件	—	大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①仕向先等の用途 ②仕向人・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①仕向先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

(A) : 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計26カ国】: 輸出令別表第3(グループA)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B) : 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2ア

フガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

(C) : 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国 大韓民国、イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

リスト規制

※経済産業省作成資料

輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1～15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1～15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、**経済産業大臣の許可**が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様（スペック）※に該当する場合は**必ず輸出等の許可が必要**

注意

用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要！

- **全地域向けが対象**
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

※貨物等省令：リスト規制貨物・技術の詳細な仕様（スペック）を規定している法令
（＝輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）

(参考) リスト規制一覧①

2021年1月27日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	アイソスタチックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置 等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防網他	(22)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	るつぼ	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	ハフニウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ジルコニウム	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	遠心力式釣合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	ファイラメントワインディング装置等	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	レーザー発振器	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属性磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	質量分析計・イオン源	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	圧力計・ペローズ弁	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	ソレイノイドコイル形超電導電磁石	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	真空ポンプ	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	スクロール型圧縮機等	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	直流電源装置	(9)	ジェットル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	電子加速器・エックス線装置	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	衝撃試験機	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	高速度撮影が可能なカメラ等	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ホリゾルガゾラン・ホリシラサン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイミド・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(43)	光電子増倍管			(18)	プリプリグ・プリフォーム・成型品等
		(44)	中性子発生装置			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ケアンシ他
			遠隔操作のマニピュレーター				

* 【改正】は、2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達で改正されている場合がある。

(参考) リスト規制一覧②

2021年1月27日時点

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	9 通信		(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レクチル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレイアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	11 航法装置		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品 サリス	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ソナー航法装置等	15 機微品目	
(8の2)	ターボバイパス・サイラスターモジュール	(9)	〈削除〉	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	10 センサー等		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	11 航法装置		(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(16)	半導体製造装置等	12 海洋関連		13 推進装置			
(17)	マスク・レクチル等	13 推進装置					
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

* 【改正】は、2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達で改正されている場合がある。

リスト規制の注意点

1. 複数の項目によって規制される場合がある！

例1 炭素繊維



遠心分離機の内容料、ミサイル材料、通常兵器の内容料として規制！
(2項-17、4項-15、5項-18、13項-3など)

例2 工作機械



核兵器関連



2項(12)1

※2項のスペックに照らし非該当であっても
6項で該当となる可能性！

通常兵器関連



6項(2)

例3 衛星放送用のICチップウエハ

7項(1)の集積回路と、9項(7)の暗号装置の
両方の項番で規制。

リスト規制の注意点（続き）

2. **最新の規制リスト**を参照する！（原則毎年、部分的に改正）

NEW

➡ 最新のリスト改正は**2022年12月6日**施行

注意

3. **部分品、附属品**にも注意！



輸出時点における規制
リストの参照が必要！

➡ 貨物等省令で「部分品」や「附属品」が規定されている場合には、該当品の部品や附属品を輸出する場合であっても規制される。

4. 「GPS」など、一般的に使用されている名称が
リスト記載されていない場合がある！



4項(18)「アビオニクス装置又はその部分品」

～貨物等省令第3条19号～

「アビオニクス装置」であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ロ(略)

ハ 衛星航法システム(全地球航法衛星システム及び地球航法衛星システムを含む。)
からの電波を受信する装置であって、

次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品
(一)～(二)(略)

該非判定とは

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術（プログラム含む）がリスト規制貨物等に該当するものであるか否かを判定すること。

品目名と仕様（スペック）
により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名
2 原子力	
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様（スペック）を確認

上記①②とも該当する場合は
リスト規制貨物に該当

貨物のマトリクス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械 2 測定装置（工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。）	貨物等省令第14号	工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。） イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（（三）に該当するものを除く。） （一）国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの （二）直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの （三）棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの ロ フライス削りをすることができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（（四）に該当するものを除く。） （一）国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの （二）輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

* 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
* 安全保障貿易管理HPの貨物又は技術のマトリクス表により参照可能。

貨物マトリクスの利用方法（貨物の検索）

「貨物のマトリクス表」で、貨物の検索を行います。
輸出貨物について、名称だけでなく、機能なども含め幅広く検索してください。

※検索の前に、読替が必要な用語は「法令上の用語」に読み替えてください。

貨物「工作機械」の場合

①「検索」を利用

②検索する貨物名を入力してください。

③「オプション」を押下

④「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

⑤「列」を選択してください。
※「行」の場合、検索が一部できない場合がありますので、ご注意ください。

⑥「すべて検索」を押してください

ブック	シート	名前	セル	値
20190109	貨物マトリクス.xls	2項 原子力	\$F\$471	工作機械個々の位置決め精
20190109	貨物マトリクス.xls	2項 原子力	\$F\$482	1. 申告値を定める型式
20190109	貨物マトリクス.xls	2項 原子力	\$F\$491	4. なお、貨物等省令第
20190109	貨物マトリクス.xls	2項 原子力	\$F\$496	一 研削をすることができ
20190109	貨物マトリクス.xls	2項 原子力	\$F\$498	二 フライス削削、中ぐり
20190109	貨物マトリクス.xls	2項 原子力	\$F\$516	専らフライス削削を行うため
20190109	貨物マトリクス.xls	4項 ミサイル	\$D\$741	二 モーションシミュレータ
20190109	貨物マトリクス.xls	4項 ミサイル	\$D\$759	ホ ポジショニングテーブル
20190109	貨物マトリクス.xls	5項 先端素材	\$G\$417	次のいずれかに該当するも
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$B\$42	数値制御を行うことができる
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$B\$283	歯車製造用の工作機械又は
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$B\$395	測定装置(工作機械であつ
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$D\$42	工作機械(金属、セラミック
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$D\$49	イ 旋削をすることができる
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$D\$70	ロ フライス削削をすること
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$D\$105	(四) フライカッティングを
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$D\$115	ハ 研削をすることができる
20190109	貨物マトリクス.xls	6項 材料加工	\$D\$144	(四) シグ研削盤として1

「工作機械」の場合、2項、4項、5項及び6項がヒット。
ただし、4項及び5項は工作機械そのものではないので、対象外。
このため、2項及び6項で該非判定を行う必要があります。

該非判定の方法

◎項目別対比表：すべての項に対応
(政省令の条文そのもの)

◎パラメータシート：フローチャート形式で、
特定の項番のみに対応
(条文そのものを熟知していなくても、
一通りの判定ができる構造)

◎該非判定書：判定書の発行は任意
(様式は自由)

項目別対比表

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC
2015.10.01

(1 / 1)

次に掲げる貨物であつて、
経済産業省令で定める仕様のもの
4-(22) ロケット搭載用の電子計算機

[省令] 第3条 輸出令別表第1の4の項の

経済産業省令で定める仕様のものは、
次のいずれかに該当するものとする。

二十三 500キログラム以上のペイロードを
300キロメートル以上運搬することができる
ロケットに搭載するように設計した
アナログ電子計算機又はデジタル電子計算機
であつて、

次のいずれかに該当するもの

イ 零下45度より低い温度から55度を超える温度まで
使用することができるように設計したもの

ロ 全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる
放射線照射に耐えることができるように設計したもの

判定欄	注 釈	記 入 欄
該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
<u>【 】</u>		数値 () 数値 ()
<u>[]</u>		数値 ()
<u>[]</u>		数値 ()
判定結果		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

該当項番

① 輸出令別表第1の項番 []

② 貨物等省令の条項号等の番号等 []

[]

作成責任者：（作成年月日： 年 月 日）

会 社 名 _____

所 属 ・ 役 職 _____

(フリガナ)
氏 名 _____ 印

電 話 _____

パラメーターシート

輸出令の該非判定用パラメーターシート
 輸出令別表第1の4の項(22)(省令第3条第二十三号)
 「ロケット搭載用の電子計算機」

貨物名: _____
 メーカー名: _____
 型及び等級: _____

GISTEC 2015. 10. 01

パラメーターシート
 様式: 該貨コ-4(1) (P1/1)

(平成27年10月1日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>《省令第3条第二十三号》</p> <p>500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計したアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機であるか?</p> <p>↓ 「はい」と答えた場合)</p> <p>イ 零下45度より低い温度から55度を超える温度まで使用することができるように設計したものか? () 内に使用温度範囲を記入する。</p> <p>ロ 全吸収線量がシリコン換算で50万ラド(5,000グレイ)以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したものか? () 内に全吸収線量を記入する。</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> 非該当 (注1) 参照</p> <p><input type="checkbox"/> 該当 (注2) 参照</p>	<p>ロケット(ミサイル)に搭載するコンピュータの規制</p> <p>() °C ~ () °C</p> <p>() 万ラド () グレイ</p>

(注1) 本項番に非該当の場合、輸出令別表第1の8の項で判定すること。
 (注2) 本項番に該当の場合は、輸出令別表第1の8の項で判定する必要がない。
 提出用パラメーターシートの様式: 該貨コ-0(判定項番1. にレ又は×を記入)と該貨コ-4(1)。
 (注3) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない)。
 ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者: _____ (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏名 _____

電話 _____

印

該非判定書について

- 国内販売先に自社製品などの該非判定を求められた場合は、判定の責任範囲を明確にした判定書を発行。
- 社外から調達した製品や部品等を輸出する場合で、自社で該非判定が困難な時には、メーカー等から該非判定書入手。

判定対象貨物等の名称、型式等は合っているか？

プログラム(技術)など必要とされる判定は網羅しているか？

該当項番、判定結果、判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書（例）

あて先：△△商事 殿
商品名：〇〇クリーナーA-30

該非判定結果：輸出貿易管理令別表第1の3項(1)貨物等省令2条1項1号へ に該当
判定理由：本商品はフッ化水素を80%含有してるため。

判定日：令和2年7月〇日
判定者：××化学 〇〇太郎（印）

●注意
判定書の発行は任意。
様式は自由。

判定日以降に法令改正がされていないか？

注意

- 外為法の責任は、基本的には輸出者が負う。
- 入手した判定書を鵜呑みにしないで、自社でも再確認をする。
- 法令改正時などには、該非判定結果の見直しを行う。

輸出許可を要しない特例

輸出令第4条第1項

(注) 別表第1の1の項の貨物（武器）の輸出には適用されない。

- 外国向け仮陸揚げ貨物
- 外国貿易船等が自己の用に供する船用品等
- 無償で輸出される航空機用の機上装備用修理部品等
- 条約その他国際約束により輸出制限が免除される国際機関の輸出
- 本邦の大使館等に送付する公用の貨物
- 無償での輸出を前提に無償で輸入した貨物
- 無償での輸入を前提に無償で輸出する貨物
- 少額のもの

無償貨物の取り扱い

(告示で指定)

少額特例

少額特例

リスト規制貨物が下記②、③、⑤に該当する場合には、**指定された金額の範囲内で輸出許可が不要。**

輸出令 別表第一の項番	少額特例・適用金額 (別表第四の地域以外)	別表第四の地域 (イラン、イラク、北朝鮮)	
① 1～4の項	×	×	
5～13 の項	② 告示貨物※ <small>※告示で定める貨物：輸 経済産業大臣が定める貨</small>		5万円以下 <small>出令別表第3の3の規定により 物（別表第3の3告示）</small>
	③ 告示貨物以外		100万円以下
④ 14の項	×		
⑤ 15の項	5万円以下		
⑥ 16の項	×		

- i) 総額は船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番毎の総額
- ii) 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
- iii) 外貨建ての場合、日本銀行が公表する換算レート
- iv) リスト規制技術は適用されない

v) 輸出令別表第3の地域国向け以外の輸出には、大量破壊兵器や通常兵器の開発等のために用いられるおそれがある場合などは適用されない。

**キャッチオール規制の
対象品であることを忘れずに！**

大量破壊兵器等キャッチオール規制

※経済産業省作成資料

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、**経済産業大臣の許可**が必要となる制度。

対象地域 輸出管理を厳格に実施している26カ国（グループA）を除く地域

対象となるもの リスト規制に該当しない全品目（ただし、食料品、木材等は除く。）

特に注意：懸念の強い貨物例 41品目

許可が必要となる要件

(1) **経済産業省による判断** → **インフォーム要件**
・経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) **輸出者による判断** → **客観要件**  **用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談!**

①用途要件（使用目的）

・仕向先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

②需要者要件（顧客）

・仕向人・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う（行っていた）か否か

・外国ユーザーリスト 掲載の企業・組織か否か

通常兵器キャッチオール規制

※経済産業省作成資料

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、**経済産業大臣の許可**が必要となる制度。

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目
(ただし、食料品、木材等は除く)

懸念の強い貨物例 34品目

対象地域

国連武器禁輸国・地域 注1)

許可が必要となる要件

(1) 経済産業省による判断 = **インフォーム要件**

経済産業大臣から輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) 輸出者による判断 = **客観要件**
(用途要件のみ)

仕向先等において、通常兵器 注3) の開発等に用いられるか否か

注意

用途に懸念があると思われる場合には、前広に経産省に相談！

リスト規制に該当しない全品目
(ただし、食料品、木材等は除く)

一般国 注2)

インフォーム要件

注1) 国連武器禁輸国・地域等(輸出令別表第3の2対象地域) 10カ国・地域

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

注2) 輸出令別表第3の地域、国連武器禁輸国・地域を除く全ての国(イラン、シリア、中国、ロシア等)

注3) 通常兵器: 大量破壊兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

1. 許可申請・連絡先は、HPの「個別許可申請」または「包括輸出許可の申請方法・様式」から閲覧可。指定の窓口にて、様式・添付書類等を準備したうえで申請・連絡！



貨物とその仕向地、技術とその提供先及び包括輸出許可の申請内容により窓口が異なるので要確認。

2. その他の問合せ等は、内容に応じて以下の窓口へ連絡を！

- (1) 防衛装備移転三原則や外国ユーザーリストに関する質問、安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

安全保障貿易管理政策課 TEL：03-3501-2863

- (2) 安全保障貿易管理制度概要や法令解釈の質問

安全保障貿易管理課 TEL：03-3501-2800

- (3) リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続きなど)の質問



- 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、輸出貨物（技術）に関する説明資料を用意して連絡を！
- 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途チェックリスト、顧客チェックリストを用意して連絡を！

安全保障貿易審査課 TEL：03-3501-2801

- (4) 輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）に関する質問、不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 TEL：03-3501-2841

- (5) 安全保障貿易管理についての一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 TEL：03-3501-3679

輸出貿易管理令 別表第2

安全保障以外の輸出管理の目的は、国際協調等のためである。（外為法第48条第3項）

- (1) 国際収支の均衡維持
- (2) 外国貿易及び国民経済の健全な発展
- (3) 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行
- (4) 国際平和のための国際的な努力への我が国としての寄与
- (5) 我が国の平和及び安全の維持のための閣議決定の実施

- 輸出貿易管理令別表2に基づく規制貨物

- (1) 輸出数量規制物資
- (2) 国際協定等による輸出規制物資
- (3) 輸出禁制物資等

ダイヤモンド、漁船、ワシントン条約、バーゼル条約、モントリオール議定書等関連貨物など



➡ 経済産業大臣の輸出の承認が必要

輸出貿易管理令 別表第2

別表2の項	輸出承認品目	仕向地	経済産業省担当課・班
1	ダイヤモンド	全地域	貿易審査課 原子力等担当
2～18	(削除)		
19	血液製剤（原則輸出禁止）	全地域	貿易審査課 原子力等担当
20	核原料物質及び核燃料物質（使用済燃料を含む）	全地域	貿易審査課 原子力等担当
21	放射性廃棄物	全地域	貿易審査課 原子力等担当
21の2	放射性同位元素	全地域	貿易審査課 原子力等担当
21の3	麻薬、向精神薬の原材料等	全地域	貿易審査課 化学品担当
22～24	(削除)		
25	漁船用船舶	全地域	貿易審査課 原子力等担当
26～29	(削除)		
30	しいたけ種菌（原則輸出禁止）	全地域	貿易審査課 農水産室
31～32	(削除)		

輸出貿易管理令 別表第2

別表2の項	輸出承認品目	仕向地	経済産業省担当課・班
33	うなぎの稚魚	全地域	貿易審査課 農水産室
34	冷凍あさり、はまぐり、いがい	米国	貿易審査課 農水産室
35	オゾン層破壊物質（特定ハロン、特定フロン）	全地域	貿易審査課 原子力等担当
35の2（1）	特定有害廃棄物	全地域	貿易審査課 バーゼル担当
35の2（2）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する 廃棄物	全地域	貿易審査課 各経済産業局
35の3	有害化学物質 （ロッテルダム条約、ストックホルム条約関連）	全地域	貿易審査課 化学品担当
35の4	水銀、水銀化合物、水銀使用製品等 （水俣条約関係）	全地域	貿易審査課 化学品貿易審査担当
36	ワシントン条約対象貨物	全地域	貿易審査課
37	希少野生動植物の個体等	全地域	野生動植物貿易審査室
38	かすみ網	全地域	各経済産業局

輸出貿易管理令 別表第2

別表2の項	輸出承認品目	仕向地	経済産業省担当課・班
39	偽造、変造又は模造の通貨、郵便切手、収入印紙	全地域	各税関
40	反乱せん動書籍等	全地域	
41	風俗を害する書籍等	全地域	
42	(削除)		
43	国宝、重要文化財等	全地域	貿易審査課 野生動植物貿易審査室
44	仕向国における特許権等侵害物品 (原産地を誤認させるべき貨物)	全地域	貿易審査課 原子力等班
45	認定手続が執られた貨物 (関税法第69条の12第1項)	全地域	貿易審査課

問合せ先

◎経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部貿易審査課 TEL:03-3501-1659

・農水産室 TEL:03-3501-0532

・野生動植物審査室 TEL:03-3501-1723

◎中部経済産業局

地域経済部国際課 TEL:052-951-4091



北朝鮮に対する全貨物輸出禁止措置

平成18年10月北朝鮮核実験

国際連合安全保障理事会決議 第1718号 (平成18年10月14日採択)

平成21年5月北朝鮮核実験

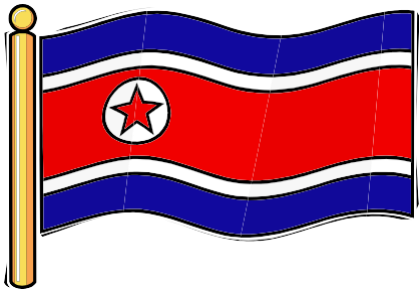
外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について
(平成21年6月16日閣議決定)

輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (平成21年6月16日公布、平成21年6月18日施行)
閣議決定により措置継続

原則として北朝鮮向け
輸出貨物の要承認化

- ・ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (平成29年4月12日公布、平成29年4月12日施行)
- ・ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (平成31年4月12日公布、平成31年4月12日施行)
- ・ 輸出貿易管理令の一部を改正する政令 (令和3年4月7日公布、令和3年4月7日施行)

2023年4月13日まで輸出禁止措置延長



輸出禁止措置の例外

- 国際連合、国際赤十字等の機関に対して無償で輸出される医薬品、食糧、衣料等
- 受取人の**個人的使用**に供される衣料、食糧、書籍類等
(国際郵便で送付される小包郵便物等に限る。)

問合せ先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課
TEL: 03-3501-0538 (直通)

1、ロシア・ベラルーシ等輸出入等禁止措置について（全体概要）

（1）ロシア及びベラルーシ向け国際輸出管理レジームの対象品目の輸出等の禁止措置

軍事転用
可能な
品目の
輸出禁止

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

【3月18日施行】

（2）ロシア及びベラルーシ向け軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術

【3月18日施行】

（3）ロシア向け化学兵器等関連物品の輸出の禁止措置

※対象品目：化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置

【10月7日施行】

（4）ロシア及びベラルーシの特定団体（軍事関連団体）への輸出等の禁止措置

※対象団体：ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等ロシア287団体、ベラルーシ27団体

※外務省告示が改正され、ロシア21団体追加。禁止の対象範囲が拡大。【3月18日施行、4月1日、5月17日、7月5日、9月26日※団体追加】

（5）ロシア向け先端的な物品等の輸出等の禁止措置

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

【5月20日施行】

（6）ロシア向け産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ等

【6月17日施行】

（7）ロシア向け石油精製用の装置等の輸出等の禁止措置

【3月18日施行、5月20日品目追加(石油精製関連の触媒)】

（8）ロシア向け奢侈品（しゃし品）輸出の禁止措置

※対象品目：高級自動車、宝飾品等

【4月5日施行】

（9）ロシアからの一部物品の輸入禁止措置

※対象品目：アルコール飲料、木材、機械類・電気機械

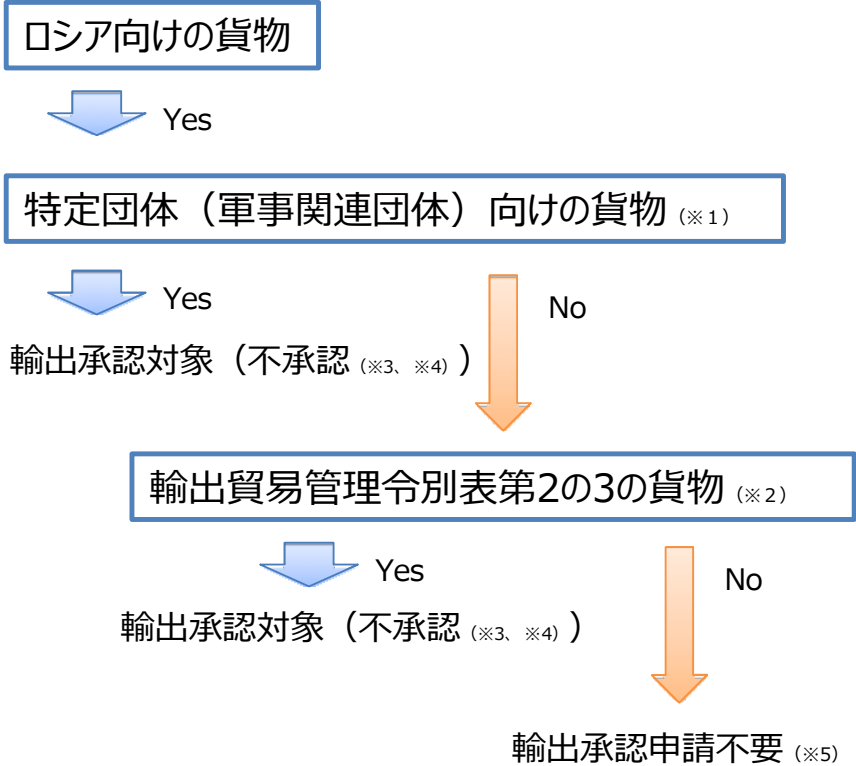
【4月19日施行】

（10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

【輸入禁止は2月26日施行、輸出禁止は3月18日施行】

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。



- (※ 1) 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- (※ 2) 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）、**化学兵器関連等物品（化学物質、化学製剤・細菌製剤製造用の装置）**
- (※ 3) 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- (※ 4) 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いゆつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- (※ 5) 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

(注意) 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。



ご清聴ありがとうございました。

名古屋税関 業務部
特別審査官